

基発 0327 第 16 号
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を
改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 69 号。以下「改正政令」という。）が令和 5 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 29 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 88 号。以下「改正告示」という。）が令和 5 年 3 月 27 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

電動ファン付き呼吸用保護具については、これまで、防じん用のものについてのみ労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 42 条の譲渡等制限（以下単に「譲渡等制限」という。）及び法第 44 条の 2 第 1 項の型式検定（以下単に「型式検定」という。）の対象としてきたところである。

近年、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、従来の防毒マスクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸がしやすい等の利点があり、化学物質による労働災害防止のために有効な保護具であることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とするた

め、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）、労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号。以下「手数料令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定則」という。）、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）等について、所要の改正を行ったものである。

2 改正政令の概要

(1) 安衛令の一部改正

ア 譲渡等制限の対象となる機械の追加

譲渡等制限の対象には、ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるものの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は含まれないことを規定したこと（第 13 条第 5 項関係）。

イ 型式検定を受けるべき機械の追加

型式検定を受けるべき機械として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）を対象とすることを規定したこと（第 14 条の 2 関係）。

(2) 手数料令の一部改正

ア 国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を定めたこと（別表第 3 関係）。

イ 型式検定に係る職員の出張費用の手数料への加算について定めたこと（第 5 条の 2 関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

3 改正省令の概要

(1) 安衛則の一部改正

譲渡等制限及び型式検定の対象となる防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、アンモニア用のもの及び亜硫酸ガス用のものを規定したこと（第 26 条の 2 及び第 29 条の 3 関係）。

(2) 登録省令の一部改正

指定外国検査機関の指定の区分及び登録型式検定機関の登録の区分に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加したこ

と（第1条の12及び第19条の3関係）。

(3) その他所要の改正を行ったこと。

4 改正告示の概要

(1) 電動ファン付き呼吸用保護具の規格の一部改正

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の規格を定めたこと。

(2) その他所要の改正を行ったこと。

5 施行日及び経過措置

(1) 施行日（改正政令附則第1条、改正省令附則第1条及び改正告示附則関係）

改正政令及び改正省令は、一部を除き、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

(2) 改正政令に係る経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第42条の規定は適用しないとともに、法第44条の2に基づく型式検定を受けることを要しないこと。

(3) 改正省令に係る経過措置

ア ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び改正省令による改正後の安衛則第26条の2で定めるもので、令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものについては、令和8年9月30日までの間、安衛則第27条は適用しないこと（改正省令附則第2条）。

イ その他所要の経過措置を設けたこと。

第2 細部事項

1 検定則関係（改正省令第8条関係）

(1) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定合格標章に表示すべき「種類」は、面体等及び電動ファンに付す型式検定合格標章については通常風量形又は大風量形の別、ろ過材に付す型式検定合格標章については粒子捕集効率に係る性能による区分であること（様式第11号(3)（甲）備考4及び様式第11号(3)（乙）備考3関係）。

(2) 1つの防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体等又はろ過材等に複数の型式検定合格標章を同時に表示すべき場合であって、これ

らの型式検定合格標章に記載すべき「型式検定に合格した年」、「品名」及び「種類」が同一であるときは、これらの型式検定合格標章を1つの標章にまとめた上で、複数の型式検定合格番号を列記することも差し支えないこととしたこと（様式第11号（3）（甲）備考5及び様式第11号（3）（乙）備考4関係）。

なお、このような型式検定合格標章の例は次のとおりであること。
（様式第11号（3）（乙）の場合の例）



2 電動ファン付き呼吸用保護具の規格関係（改正告示第5条関係）

（1）第6条関係

表中「吸収缶」の項の「条件」欄の第2号中「ろ過材を具備していること。」とは、ろ過材を吸収缶の内部に具備しているものに加えて、ろ過材が吸収缶の外側から取り付けられているものを含むものであること。

（2）第7条関係

表中「内圧試験」の「通気抵抗測定装着具」とは、面体の気密性を保持することができる形状のもので、「試験用人頭」では気密性の保持が難しい場合に、「試験用人頭」の代わりに使用するものであること。

（3）第8条関係

第5項第3号の「使用上の注意事項」には、除毒能力、重量、未使用吸収缶の保存期限、防じん機能の有無及び性能による区分に応じた適用範囲、使用用途等についても記載されていることが望ましいこと。

第3 関連通達の改正

改正政令等の公布前に発せられた、次に掲げる関係通達においては、「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されているものは、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と、「防毒マスク」と規定されているものは、「防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と読み替えた上で適用するものとする。